

海外への公的ボランティア参加による受給期間延長について

手続きの流れ

出国(国内での訓練開始)



出国後(国内での訓練開始後)30日経過後、
所定の用紙を安定所に送付してください。



安定所にて受理後、処理済の書類を
日本国内の親族等へ返送します。



延長できる期間は、最大**3年間**です。ただし、3年
間満了する日より早く帰国した場合またはボラ
ンティア派遣期間終了になった場合は、帰国日ま
たはボランティア派遣期間終了時点をもって受給
期間の延長は解除になり、その時点より受給期間
が開始されます。

※海外への派遣より先に国内の訓練が開始になった場
合は、実際にボランティアへ参加したことを確認する
為、**出国後パスポートの写し(写真の入ったページ及
び出国スタンプの入ったページの写しが必要**です。)を
安定所へ現地より送付していただきます。

受給期間延長手続きに必要な書類

○ 受給期間・教育訓練給付適用対象期間
・高年齢雇用継続給付延長申請書

○ 雇用保険被保険者離職票—2(原本)
離職票1は郵送せず保管ください

○ 海外ボランティアへの派遣証明書
(国内訓練開始の証明書)

○ 本人確認資料の写し
運転免許証(両面)・住民基本台帳カード
(両面)・国民健康保険証・住民票等のうち、
いずれか1点が必要です

○ 返信用封筒(宛名記載・切手貼付)

※切手は特定記録郵便料金分を貼付してください

書類に不備等があった場合にご本人に連絡をする必要が
ありますので、**国内の親族等(安定所から国際電話がで
きないため)でご本人に連絡を取ることの出来る方の連絡先
を記載したメモを付けてください。**

【連絡先・送付先】

〒222-0033

神奈川県 横浜市 港北区 新横浜

3-24-6 横浜港北地方合同庁舎1F

港北公共職業安定所 雇用保険給付課

045-474-1221